

## 『新スーパー過去問ゼミ 5 財政学 [改訂第2版]』訂正表

● 86 ページ : (初版第2刷で修正予定)

(4) 国民負担率の国際比較の表

フランスとスウェーデンが入れ替わっていました。

(4) 国民負担率の各国比較 日本は2019年度、日本以外は2016年

- ・国民負担率は、日本42.8%がアメリカ33.1%より高い。
- ・フランス67.2%は高水準。
- ・イギリス46.9%、ドイツ53.4%、スウェーデン58.8%はほぼ50%。
- ・日本の租税負担率25.4%はアメリカ24.7%とほぼ同水準で最も低い水準にある。
- ・社会保障負担率はアメリカ8.4%とスウェーデン5.2%が低い。

租税負担率の内訳を見ると、わが国はヨーロッパ主要国に比べ、法人所得課税負担割合はほぼ同じ水準であるが、個人所得課税割合および消費課税負担割合がかなり小さくなっており、全体として租税負担率が低い水準になっている。特に消費課税の負担割合はヨーロッパ諸国の半分以下であるが、これは日本の消費税（ヨーロッパでいうところの付加価値税）の税率が8%であるのに対し、ヨーロッパ主要国の付加価値税率が15~25%とかなり高い税率であることによる。なお、テーマ9とテーマ12で税制度を説明している。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
年次	2019年度	2016年	2016年	2016年	2016年	2016年
国民負担率	42.8 %	33.1	46.9	53.4	58.8	67.2
租税負担率	25.4	24.7	36.3	31.2	53.6	40.8
社会保障負担率	17.4	8.4	10.5	22.2	5.2	26.5

● 91 ページ : (初版第2刷で修正予定)

No. 2 選択肢1の解説 (3行目)

誤) 日本は 2013~2015 年と

正) 日本は 2013~2014 年と

● 127 ページ : (初版第2刷で修正予定)

選択肢Cの解説 (4行目)

誤) 安倍信三内閣

正) 安倍晋三内閣

● 138 ページ : (初版第2刷で修正予定)

No. 1 選択肢1の解説 (1行目)

誤) 昭和 50 年度補正予算で戦後初めて特例国債が発行された。

正) 昭和 50 年度補正予算では 10 年ぶりに特例国債が発行された。

● 145 ページ : (初版第2刷で修正予定)

選択肢5の解説(1行目および2行目)

誤) 財務大臣

正) 総務大臣

● 233 ページ : (初版第2刷で修正予定)

① 国税の個別財目で構成割合の大きい順番(1行目)

誤) 所得税 30.0% → 消費税 29.2% → 法人税 19.4% → 揮発油税 3.8%

正) 所得税 31.3% → 法人税 21.7% → 消費税 18.0% → 固定資産税 8.6%

② 税目別分類の大きい順番(1行目)

誤) 所得課税 54.2% → 消費課税 40.8% → 資産課税 4.9%

正) 所得課税 53.0% → 消費課税 33.4% → 資産課税 13.6%

※これらは平成30年度予算の数値で掲載しておりました。訂正後が令和元年度予算の数値です。

● 304 ページ : (初版第2刷で修正予定)

No. 12 の解説

選択肢3および選択肢4の位置がずれておりました。

**2 x** 平成15年度税制改正で16年度から内税方式(総額表示方式)とすることが義務づけられた。その後、平成26年4月の消費税率8%への引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、平成25年10月1日から令和元年9月30日までの間においては、税込価格を表示した内税方式を採用しなくてもよいことになった。

平成16年度税制改正で、公的年金等控除の65歳以上の者の上乗せ措置が廃止され、また、老年者控除も廃止された。老年者控除は、所得金額が1,000万円以下で満65歳以上の老年者は、納税額から50万円が控除された制度である。

**3 x** 平成16年度税制改正で、個人住民税の均等割部分の人口段階別の区別が廃止された。なお、平成18年度税制改正で住民税の所得割部分の税率がそれまでの累進課税制度から一律10%の比例税に変更された。

**4 x** 平成20年度税制改正では、個人住民税における寄付金控除の抜本的な拡充が図られ「ふるさと納税制度」が創設された。「ふるさと納税制度」は、任意の地方公共団体への寄付金のうち、2,000円を超える部分(平成23年以前は

● 336 ページ : (初版第2刷で修正予定)

No. 5 の解説(21行目)

誤)  $Op^dFx_0 \rightarrow$  正)  $Op^dFx_1$

同 No. 5 の解説(終わりから4~5行目)

誤) ⑤ 死荷重 = 政府介入後の社会的総余剰 - 政府介入前の社会的総余剰 =  $(a+b+c+d-f) - (a+b+c+d) = -f$

正) ⑤ 死荷重 = 政府介入前の社会的総余剰 - 政府介入後の社会的総余剰 =  $(a+b+c+d) - (a+b+c+d-f) = f$

● 345 ページ : (初版第2刷で修正予定)

FOCUS (2行目)

誤) A点 (2箇所)

正) C点 (2箇所)

以上

株式会社 実務教育出版